

農業所得収支内訳書の作成をお願いします

申告においでになる際は、JAの資料などを利用して収入と経費を計算し、別紙「収支内訳書」を作成してきてください。

また、申告会場では、収支内訳書のほかに領収書などの基礎資料を確認させていただきますので、領収書等(下記の『当日持参するもの』参照)を併せて持参してください。

収支内訳書を作成していない場合は、会場で収支内訳書を作成していただき再度お待ちいただくか、改めておいでいただくこととなります。

皆様が申告でお待ちいただく時間を減らすための市内全域の取り組みです。ご理解とご協力をお願い致します。

※**米の直接支払交付金、中山間地域等直接支払交付金**などの交付金・補助金を受給されている場合は、確実に漏れないように収入（雑収入）に計上してください。

<参考>

●申告当日にお持ちいただくもの

- ・1月15日号の市報に記載されているもの
- ・JAからの資料など、計算の基礎がわかるもの
- ・機械等を購入したときは、その金額がわかる書類（領収書など）
- ・経費区分ごとに整理した領収書と自分で作成した「収支内訳書」

●「家事、事業消費分」の計算方法

- ・販売平均単価（販売金額÷販売数量）×消費数量
- ・販売していない場合は、農協仮渡単価等を参考にしてください。

【参考金額】令和6年産米 仮渡単価(60Kg)

等級・銘柄	コシヒカリ	こしいぶき
1等	19,000円	16,000円
2等	18,400円	15,400円
3等	16,800円	14,100円

※**販売や出荷等の農業経営をしていない農家**（今後も販売、出荷等をする意思のない農家）は**農業所得の申告は必要ありません。**

●耕作田畑等の固定資産税（租税公課）の計算方法

- ・田畑等の課税標準額×1.4%（税率）＝固定資産税相当額（小数点未満切捨て）
（課税標準額については、令和6年度固定資産税納税通知書（令和6年4月送付済）に同封した「課税明細書」の右欄に記載されています。）

●農業用と家庭用の両方に使っている場合の経費の計算方法

- ・作業場の電気料金などを家庭用のメーターで共有して使用しているときは、使用頻度により経費を按分してください。（例：総額20万円 × 農業用20% = 4万円）

※このほかに、水道料金やガソリン、灯油代金などもJAの資料から入力している場合は按分が必要な場合があります。